

京都市告示第142号

介護保険法（以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者から、法第78条の5の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成20年6月3日

京都市長 門川 大作

- 1 届出者の名称
日本ロングライフ株式会社（代表取締役 遠藤 正一）
- 2 届出者の主たる事務所の所在地
大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル
25階
- 3 廃止する事業所の名称
グループホームみなせⅡ号館（介護保険事業所番号277390
0291）
- 4 廃止する事業所の所在地
大阪府三島郡島本町水無瀬2-1-6
- 5 廃止する事業所のサービスの種類
認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 廃止年月日
平成20年4月30日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）